

## 税率表

### 法人税割

税率 100分の8.4

(平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度については100分の12.1,  
平成26年9月30日までに開始した事業年度については100分の14.7となります。)

課税標準は、国(税務署)に申告した法人税額を用いて計算します。

なお、取手市と他の市町村に事務所等を設けている法人(分割法人)は、課税標準を各市町村ごとの従業者数で按分します。

### 均等割

均等割(年額)は、税率区分の基準となる資本金等の額及び従業者数に応じて下表のとおり決められています。

なお、取手市内に事務所等を有していた期間が、1年に満たない場合の税率については、

{(年額) × (市内に事務所等を有していた月数) ÷ 12} により計算した金額になります。

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。

資本金等の額の区分	取手市内の事務所等における全従業者数が	
	50人以下のもの	50人を超えるもの
50億円を超えるもの	410,000円	3,000,000円
10億円を超え50億円以下のもの	410,000円	1,750,000円
1億円を超え10億円以下のもの	160,000円	400,000円
1千万円を超え1億円以下のもの	130,000円	150,000円
上記以外のもの	50,000円	120,000円

お問合せ先

〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

取手市役所 課税課

0297-74-2141 内線1242